

医師の働き方改革について

1 令和6年4月に適用開始される「医師の時間外労働上限規制」

一定の水準（年間の時間外・休日労働時間が960時間）を超える医師がいる医療機関は、医療機関勤務環境評価センターの評価を受け、県から特定労務管理対象機関の指定を受けることが必要。

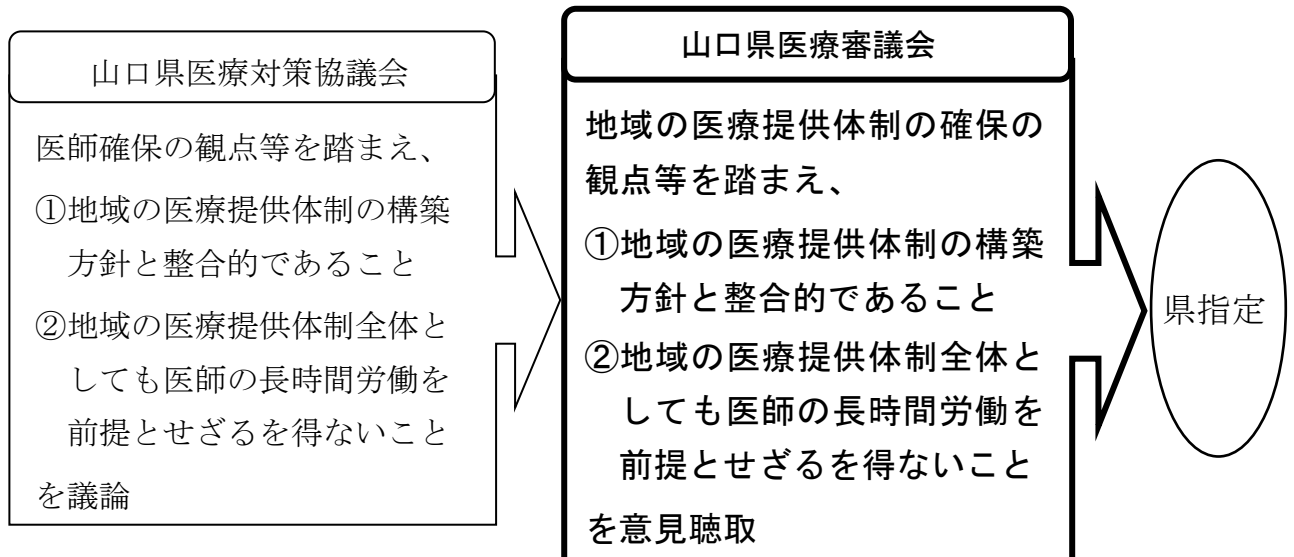
2 医療対策協議会の役割

《新医療法第113条第5項》

県は特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療審議会の意見を聴かなければならない。

《医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ（R2.12.22）》

意見聴取の実質的な議論は医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。



3 今後の想定スケジュールについて

